

「水道施設の技術的基準を定める省令」等の一部改正案に関する意見募集の結果について

番号	御意見	回答（当省の考え方）
001	<p>1. 2つの物質を、一つの基準に統合された理由 「シス-1,2-ジクロロエチレン」と「トランス-1,2-ジクロロエチレン」とを併せて0.0004mg/Lとされましたのはどうしてでしょうか？ 理由 NSF/ANSI61規格では、「シス-1,2-ジクロロエチレン」；0.007mg/L、「トランス-1,2-ジクロロエチレン」；0.01mg/Lと区別されております。</p> <p>2. 上記に合わせ、海外の浸出性能試験の日本国内での有効性について 弊社の製品はいつでもNSF/ANSI61 Drinking Water System Components-Health Effectsの認証を取得しておりますが、厚生省令第15号 第1条 17項 ハ（平成12年2月23日）に定められ、今回の改正案に基づいた試験を、国内で再度行なう必要がありますでしょうか？ 理由-1) 改正案にあります「シス-1,2-ジクロロエチレン」と「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を分けてある、NSF/ANSI61認証を転用できないのでしょうか？ 理由-2) もしくは、双方の検知量を合算させた値を用いて、判断していただけないのでしょうか？</p>	<p>1. 本改正案に係る諸基準は、いずれも我が国の水道法に基づき、同法第4条に規定する水質基準の遵守を担保するために規定されたものであり、外国の民間規格であるNSF等とは直接の関係はないものです。したがって、我が国の水質基準と整合をとり、シス体及びトランス体の和として基準を設定しています。なお、水質基準については、内閣府の食品安全委員会に基準の設定に係る食品影響評価について意見を求め、その食品健康影響評価の結果に基づき設定することとされています。1,2-ジクロロエチレンについては、食品健康影響評価の結果、シス体及びトランス体の和として評価がなされたため、これに基づいて水質基準の改正を行ったところです。</p> <p>2. 本改正案に係る諸基準は、いずれも我が国の水道法に基づき、同法第4条に規定する水質基準の遵守を担保するために規定されたものであり、外国の民間規格であるNSF等とは直接の関係はないものです。厚生省告示に規定されている資機材・給水装置等の浸出性能試験は、我が国における水道水質やこれらの使用実態を考慮した条件下で、資機材等からの各物質の浸出濃度を分析する試験です。例えば、アメリカ等諸外国と日本の水道水では、その水質が異なることがあります。水質は資機材等からの浸出性に影響を与えるため、同じ資機材等でも諸外国での浸出状況と日本での浸出状況が異なる場合があります。そのため、日本において使用する資機材・給水装置等は、告示に規定する試験を行い、基準に適合することを確認する必要があります。</p> <p>なお、浸出液の分析において、「シス-1,2-ジクロロエチレン」と「トランス-1,2-ジクロロエチレン」のそれぞれの検出結果を合算させた値を基準値と比較します。</p>

番号	御意見	回答（当省の考え方）
002	<p>平成21年4月1日施行予定を延期、あるいは猶予期間2～3年間に設定願えないでしょうか。</p> <p>当工業会は、水道の主に屋内配管に使用する水道用架橋ポリエチレン管（JIS K 6878）の原案作成団体です。この架橋ポリエチレン管は、現在住宅内において最も多く採用されている配管です。工業会各社の架橋ポリエチレン管は改正後の水質基準も満足していますが、TOCにおいては、基準に対しあまり余裕のないものもあり、現時点では安定的に基準を満たすとは言い切れないからです。TOCを低くする為には、材料に含まれる酸化防止剤などの安定剤を減らす必要がありますが、逆に寿命を短くする可能性があり、政府やハウスメーカーが進めている長寿命な住宅ストックの流れに逆行してしまう恐れがあるからです。</p> <p>又、新JIS表示制度による第三者機関による認証も、工業会各社の大半が本年取得しており、来年度頭から省令が完全施工になると、早々にJISを改正し、かつ第三者機関による認証を再取得せねばならず、認証費用等が多大に発生します。</p> <p>品質安定化、経済性の観点から、施行延期、あるいは猶予期間の設定をお願いします。</p>	<p>本改正案に係る諸基準は、いずれも水道法第4条に規定する水質基準の遵守を担保するために規定されているものです。このうち、末端給水用具以外の給水用具又は給水管に係る浸出性能基準は、これらの内部に長期間滞留した水が実際に飲用される確率を考慮し、水質基準値と同値で設定しております。仮にこれらの浸出性能基準について経過措置を設けた場合、その間の水質基準遵守が担保できなくなることから、経過措置を設けません。</p>